

奈良工業高等専門学校人事委員会規程

制 定 平成16年11月11日

最終改正 令和3年12月14日

(趣旨)

第1条 奈良工業高等専門学校の教員の採用（非常勤講師の新規採用等を含む。）及び昇任その
他人事に関し、校長が必要に応じ諮問する事項を審議するため人事委員会（以下「委員会」と
いう。）を置く。

(組織)

第2条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- 一 副校長
 - 二 一般教科主任及び専門学科主任（以下「学科主任」という。）
- 2 委員会に委員長を置き、副校長をもって充てる。
 - 3 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。
 - 4 委員会は、委員の4分の3以上の出席をもって成立し、出席委員の3分の2以上をもって結
論を出すものとする。
 - 5 委員会が必要と認めたときは、委員会に委員以外の者を出席させ、その意見を聴くことがで
きる。
 - 6 校長は、委員会に出席し、意見を述べることができる。
 - 7 委員長は、委員会の結論について、速やかに校長に報告しなければならない。

(教員選考委員会)

第3条 副校長は、採用の場合で必要があると認めたときは、委員会の下に教員選考委員会（以
下「選考委員会」という。）を設置するものとする。

- 2 選考委員会は、委員会の付託を受けて、公募要領の作成並びに応募書類及び面接（模擬授業
を含む。）により、候補者の選考審査を行うものとする。
- 3 選考委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。
 - 一 企画会議の委員から副校長が指名した者 2名以内
 - 二 当該選考に係る学科主任
 - 三 当該選考に係る一般教科又は専門学科に所属する教員の中から、前号の学科主任が指名
した者。ただし、後任人事においては、特段の事情がある場合を除き前任者は除外する。
- 4 校長預りの定員で採用する場合の選考委員会の組織は、前項に係わらず校長がその都度指名
する。
- 5 選考委員会に選考委員長を置き、第3項第一号の者の中から副校長が指名した者をもって充
てる。
- 6 選考委員長は、選考委員会を招集し、その議長となる。
- 7 選考委員長は、審査結果を委員長に報告するものとする。
- 8 選考委員会は、候補者の内定の承諾をもって解散する。

(事務)

第4条 委員会及び選考委員会の事務は、総務課において処理する。

(その他)

第5条 この規程に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成16年11月11日から施行する。
- 2 奈良工業高等専門学校人事委員会規程（平成14年1月1日制定）は廃止する。

附 則

この規程は、平成19年12月21日から施行し、平成19年4月1日から適用する。

附 則（平成22年3月10日一部改正）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この規程は、平成30年11月8日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年12月14日から施行する。